## 第147回

# 杉並区都市計画審議会議事録

平成19年(2007年)12月17日(月)

### 議 事 録

会議名		第147回杉並区都市計画審議会			
	日時	平成19(2007)年12月17日 (月) 午前10時から午後12時30分			
	委員	[学識経験者]       黒川・村上・***・石川・井上         [区民]       田木・徳田・武井・中村・大村・***・***         [区議会議員]       奥山・岩田・大熊・原ロ・小川・島田・大泉         [関係行政機関]       畠山・****			
出席者	説明員 (区)	[政策経営部] **** 「危機管理室] **** (区民生活部] ***** (区民生活部] ***** 都市整備部員、土木担当部長、まちづくり担当部長、 都市計画課長、調整担当課長、まちづくり推進課長、 地区整備担当課長、拠点整備担当課長、住宅課長、 建築課長、道路区域整備担当課長、建設課長、 交通対策課長、みどり公園課長、杉並土木事務所長 環境清掃部] 環境清掃部長、環境課長			
	説明員 (国・都)	国土交通省東京外かく環状道路調査事務所調査課長 東京都都市整備局外かく環状道路担当課長			
傍	申請	3 2名			
聴	結 果	3 2名			
配布資料		☆郵送分 〈審 議〉 ア. 東京都市計画一団地の住宅施設(荻窪住宅)の変更[廃止]について [杉並区決定] ②議案1 東京都市計画一団地の住宅施設の変更(案) (荻窪住宅一団地の住宅施設) [杉並区決定] 案の理由書、計画書、総括図、位置図、計画図  イ. 東京都市計画地区計画(荻窪三丁目地区地区計画)の決定について [杉並区決定] ③議案2 東京都市計画地区計画(荻窪三丁目地区地区計画)の決定(案) 案の理由書、計画書、総括図、位置図、計画図1、計画書2、計画図3 議案1・2参考資料 都市計画の案の縦覧と意見書の提出について			
	ウ. 東京都市計画道路(幹線街路環状第8号線)の変更について[東京都決定]				

◎議案3 東京都市計画道路(幹線街路環状第8号線)の変更について(案) [東京都決定] 位置図、案の理由書、計画書、計画図(杉並区範囲抜粋) 議案3参考資料 東京都市計画道路(幹線街路環状第8号線)の変更に ついて 東京都市計画道路 幹線街路環状第8号線変更の概要 東京都市計画道路 幹線街路環状第8号線一部区域の変更概要 〈報 告〉 ア. 東京外かく環状道路における地下水の調査について ◎資料なし イ. まちづくり協議会の認定について(まちづくり専門部会報告) ◎まちづくり協議会の認定について(答申) 配布資料 ウ. 阿佐ヶ谷住宅の建替え計画について ◎阿佐ヶ谷住宅の建替え計画について(報告) エ.「杉並区まちづくり条例」の見直しについて ○「杉並区まちづくり条例」の見直しについて(報告) 資料 杉並区まちづくり条例のあらまし 〈その他〉 ア、住宅マスタープランの改定スケジュールについて ◎杉並区住宅マスタープランの改定スケジュールについて ☆当日配布 ◎第147回杉並区都市計画審議会次第 ◎配布資料一覧 ◎諮問文(諮問第5号、第6号、第7号) 1. 審議会成立の報告 2. 開会宣言 3. 署名委員の氏名 4. 傍聴申出の確認 5. 議題の宣言 6. 議事 (1)審議 議事日程 ア. 東京都市計画一団地の住宅施設(荻窪住宅)の変更[廃止]について 「杉並区決定] イ. 東京都市計画地区計画(荻窪三丁目地区地区計画)の変更について [杉並区決定] ウ. 東京都市計画道路(幹線街路環状第8号線)の変更について

「東京都決定〕

(2)報告

議事日程	ア. 東京外かく環状道路における地下水の調査について イ. まちづくり協議会の認定について(まちづくり専門部会報告) ウ. 阿佐ヶ谷住宅の建替え計画について エ. 「杉並区まちづくり条例」の見直しについて 7. 事務局からの連絡 (1) 次回の開催予定等 8. 閉会の辞
審議経過	<ul> <li>◎議案1 東京都市計画─団地の住宅施設(荻窪住宅)の変更[廃止]について[杉並区決定] &lt;19諮問第5号&gt;</li> <li>◎議案2 東京都市計画地区計画(荻窪三丁目地区地区計画)の決定について[杉並区決定] &lt;19諮問第6号&gt; 説明者=拠点整備担当課長</li> <li>〈主な質疑&gt;</li> <li>◇地区計画の区域内に都市計画道路と都市計画緑地が重なっている部分あるが、これは今回の地区計画に影響しないのか。</li> <li>◇説明会ではどのような要望が出されたのか。</li> <li>◇荻窪団地は住生活基本法の制定により変えようとしているのか。</li> <li>〈補助215号線は優先整備路線になっているようだが、今後の事業の予定は。</li> <li>〈区からの回答&gt;</li> <li>◇都市計画道路と緑地の重なりについては、東京都と打ち合わせをしている。すぐに都市計画変更ができないので、都市計画道路の車道が緑地にかからず、かつ緑地の面積を減らさないように公共空地1号~3号を周囲に配置しており、後の都市計画変更に対応できるようにしている。</li> <li>◇工事車両の振動・通行時間、雨水対策、アスベスト処理についての要望が出された。</li> <li>◇荻窪住宅は建物の老朽化による建替えであり、住生活基本法の制定とは関係ない。</li> <li>◇これから重要度をつけながら、東京都や地元との調整をつけ、平成27年度までには何とかしたいと考えている。</li> </ul>
審議経過	<ul><li>◎議案3 東京都市計画道路(幹線街路環状第8号線)の変更について [東京都決定] &lt;19諮問第7号&gt; 説明者=調整担当課長 &lt;主な質疑&gt; ◇特になし</li></ul>
審議結果	<ul><li>◎議案1 東京都市計画一団地の住宅施設(荻窪住宅)の変更[廃止]について[杉並区決定] &lt;19諮問第5号&gt;</li><li>◎議案2 東京都市計画地区計画(荻窪三丁目地区地区計画)の変更に</li></ul>

審議結果

ついて[杉並区決定] <19諮問第6号>

◎議案3 東京都市計画道路(幹線街路環状第8号線)の変更について [東京都決定] <19諮問第7号>

審議の結果、原案了承、「異議なし」で区長に答申する事とした。

発言者 発 言 内 容

都市計画課長 定刻になりましたので、会議を開催いたします。

本日の都市計画審議会につきましては、〇〇委員及び〇〇委員から所用のため 欠席する旨のご連絡をいただいております。また、〇〇委員が遅れていらっしゃる 予定でございます。

したがいまして、都市計画審議会委員21名のうち、現在17名の委員が出席 されておりますので、第147回杉並区都市計画審議会は有効に成立しております ことをご報告いたします。

会 長 それでは、ただいまから第147回杉並区都市計画審議会を開催いたします。

最初に署名委員の指名でございますが、本日は大熊委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それから、本日の傍聴の申し出はどのようになっていますか。

都市計画課長 本日は○○さんほか22名の方から傍聴の申し出がございました。また、会議を 録音したい旨の許可願が○○さん、○○さん、○○さんからだされております。そ して、カメラ撮影の申し出が○○さんからございました。以上でございます。

会 長 それでは、ただいま事務局から報告がありました、傍聴人からの録音、カメラの 撮影等がありますが、これらについて許可してもよろしゅうございますか。

(異議なし)

会長それでは、許可するものといたします。

次に事務局から議題の宣言をお願いします。

都市計画課長 本日の議案は、審議案件が3件ございます。

1番目といたしまして、「東京都市計画一団地の住宅施設(荻窪住宅)の変更〔廃 止〕について」「杉並区決定〕でございます。

2番目が「東京都市計画地区計画(荻窪三丁目地区地区計画)の決定について」 [杉並区決定]でございます。

3番目が「東京都市計画道路(幹線街路環状第8号線)の変更について」[東京都 決定]でございます。

続きまして、報告事項が4件でございます。最初が「東京外かく環状道路における地下水の調査について」、2番目が「まちづくり協議会の認定について」、3番目が「阿佐ヶ谷住宅の建替え計画について」、4番目が「『杉並区まちづくり条例』の見直しについて」でございます。

資料につきましては、お手元の「配付資料一覧」の内容となっておりますので、 ご確認をお願いします。

会 長 それでは、審議に入りたいと思いますが、その前に、私の名前で出しました、都 市計画審議会の開催通知でございますが、日時のところが「12月17日(水)」と いうプリントになっておりますが、「12月17日(月)」の誤りでしたので、訂正 させていただきます。

それでは、最初の審議案件、「東京都市計画一団地の住宅施設(荻窪住宅)の変更 [廃止] について」と、それに関連した「東京都市計画(荻窪三丁目地区地区計画) の決定について」を、あわせてご説明いただきたいと思います。

拠点整備担当課長 それでは、私から議案1、議案2について説明させていただきます。まず初めに、「議案1・議案2 参考資料」がございます。A4でタイトルが「都市計画の案の縦覧と意見書の提出について」というものでございます。それをごらんいただきたいと思います。

荻窪団地の建替えにつきましては、本審議会におきましても、7月に建替えにおけるまちづくりの方針、都市計画決定変更の考え方についてのご報告をいたしまた。8月には地区計画に関する住民説明会を実施し、9月に地区計画原案の説明会、公告・縦覧、意見提出の手続きをいたしました。ここまでは前回の第146回都市計画審議会でご報告したとおりでございます。

その後、地区計画の案と一団地の住宅施設の変更(廃止)についての公告・縦覧、 意見提出の手続きを行いましたので、ご報告いたします。

まず、資料の1番、都市計画の案の縦覧ですが、11月21日に公告いたしまして、それから2週間、縦覧をいたしました。縦覧された方はいらっしゃいませんでした。

次に2番、都市計画の案に対する意見についてでございます。荻窪三丁目地区地区計画、これは議案2の関係でございますが、意見書の提出はございませんでした。また、荻窪住宅一団地の住宅施設の変更(廃止)、これは議案1の関係でございますが、これについても意見書の提出はございませんでした。

それでは、議案1をご説明させていただきます。「東京都市計画一団地の住宅施設の変更(案)(荻窪住宅一団地の住宅施設)」、杉並区決定でございます。

1ページが案の理由書でございます。種類・名称は記載のとおり、東京都市計画一団地の住宅施設、荻窪住宅一団地の住宅施設の変更でございます。

理由でございますが、本地区は昭和32年に「一団地の住宅施設」が決定されてございます。また、後段のところに書いてございますが、現在、荻窪団地は建設後、おおむね50年を経過し、建物及び設備の老朽化等、その居住水準の低下が著しい状況にございます。こうしたことから、良好な住環境を確保・誘導する地区計画の策定とあわせて、一団地の住宅施設を廃止する都市計画の変更を行うものでございます。

次に、2ページをごらんください。下のほうに参考ということで、一団地の住宅施設の旧計画書がございます。名称が荻窪住宅、3ページ、4ページに位置図がございますので、ごらんいただきたいと思います。

3ページの総括図につきましては、地域地区図の中に赤く示した所がございます。これが荻窪団地でございます。現在、用途地域は第一種低層住居専用地域で、 建ペい率50%、容積率100%の制限がかかっている所でございます。

次に4ページをごらんいただきたいと思います。これは位置図でございます。 本地区はJR及び東京メトロの荻窪駅南東、東京メトロ南阿佐ケ谷駅の西南に位置 しているところでございます。

2ページにまた戻っていただきたいと思います。面積は約6.6 h a 、それから 団地面積に対する建築密度等が書いてございます。建築面積割合2割以下で、現状の建ペい率が約12%、延べ面積割合6割以下で、現状の容積率が約50%でございます。

これに関しては5ページに計画図がございます。先ほど○○委員から非常に見にくいというご指摘を受けましたが、これをごらんいただきたいと思います。これは昭和32年当時、建設大臣が告示し、東京都が決定した一団地の住宅施設の資料でございます。区に引き継ぎをその後に受けたわけですが、この程度の資料しかないということでございます。

それでは、また元に戻っていただきたいと思います。2ページのところでございます。住宅階数4階から5階建てで、壁面の位置等は別紙の図面のとおりでございます。住棟配置が書いてございます。それから、住宅予定戸数が約875戸で、

現状の住戸数も875戸でございます。こういった計画のもとに現在の荻窪住宅が 建てられたということでございます。この荻窪住宅一団地の住宅施設を廃止するも のでございます。議案1につきましては以上でございます。

続きまして、議案2をごらんいただきたいと思います。

「東京都市計画地区計画の決定(案) (荻窪三丁目地区地区計画)」でございます。 これも杉並区決定でございます。

1枚めくっていただきたいと思います。都市計画の案の理由書でございます。 種類・名称は記載のとおり、東京都市計画地区計画、荻窪三丁目地区地区計画の決 定でございます。

理由でございますが、本地区は杉並区におきまして、都市計画マスタープランでは「特定の住宅地区」等に位置づけられております。また、東京都市計画住宅市街地の開発整備の方針の重点地区に指定されてございます。現在、都市再生機構获窪団地は建設後、約50年を経過いたしまして、建物及び設備の老朽化等、その居住水準の低下が著しい状況にあります。このため、防災機能の強化、オープンスペースの保全など、適正かつ合理的な土地利用を図り、居住水準を向上した、質の高い住宅の供給を促進するために获窪団地の建替え事業を実施するものでございます。

こうしたことから、この建替え事業により、地区の都市機能の更新を図り、安全で良好な住環境を有する住宅市街地を形成するため、荻窪三丁目地区地区計画を 決定するものでございます。

次に2ページをごらんください。これが地区計画の内容でございます。名称、位置につきましては記載のとおりでございます。面積は約6.7 h a で、これに関連いたしまして、5ページをごらんいただきたいと思います。計画図1でございます。この区域が地区計画区域及び地区整備計画区域でございます。

それでは、また2ページに戻っていただきたいと思います。地区計画の目標でございます。後段を読ませていただきます。本地区周辺は道路基盤が脆弱であり、避難場所の確保等、防災面での課題を抱えている。そこで、荻窪団地の建替事業に併せて、地区内の道路の整備や避難場所としての機能の確保を図るとともに、良好な住環境を継承し、周辺地域と調和したみどり豊かで良好な低中層市街地の形成を図るというものでございます。

土地利用の方針につきましても記載のとおり、みどり豊かで良好な住環境を維

持継承し、防災機能の強化に努めるとともに、住民サービスの向上に向け、公益的 施設の誘導を図るというものでございます。

次に地区施設の整備の方針でございます。3点ございますが、周辺地域との道路ネットワークの充実を図るため、地区内の道路の新設や外周道路の拡幅など、区画道路を整備いたします。

2番が、周辺地域の公園・緑地および住宅市街地をつなぐみどり・オープンスペースの形成、避難場所としての機能の確保に向け、連続的な公園・広場等の整備を図るということでございます。

3番、敷地内における歩行者専用通路、歩道状空地の整備により、安全で快適な歩行者空間を確保するということでございます。

それから、建築物等の整備の方針でございます。この後、またご説明いたしますが、建築物等の用途の制限、建築物の建ペい率の最高限度、建築物の敷地面積の 最低限度、壁面の位置の制限等を定めます。

次に地区整備計画、地区施設の配置及び規模について、でございます。このことにつきましては、6ページ、計画図2をごらんいただきたいと思います。

これが地区施設を示した計画図でございます。まず、道路といたしまして、区画道路1号から区画道路5号を整備いたします。また、公園につきましては、公園1号から3号を整備いたします。その他の公共空地ということで、歩行者専用通路、歩道状空地1号から5号、広場状空地、公共空地1号から3号、こういったものを定めてございます。

では、また2ページに戻っていただきたいと思います。建築物等の用途の制限 について、でございます。記載のとおり、1番、2番、3番が住宅系のもの、4番 以下、学校、図書館、老人ホーム、保育所、診療所、巡査派出所、これらに類する もの、こういった公益上必要なものに用途を広げるということでございます。

それから、建築物の建ペい率の最高限度でございます。現行は50%でございますが、これを10分の4、40%にするということでございます。

それから、建築物の敷地面積の最低限度は1,000㎡を設定いたします。ただし、公益上必要な建築物についてはこの限りではないという除外規定を設けます。

それから、壁面の位置の制限について、でございます。これにつきましては、 7ページの計画図3をごらんいただきたいと思います。太い実線につきましては、 区画道路等の境界から3m以上、太い破線につきましては公共空地3号等の境界か

ら3m以上離す。細い破線につきましては、道路及び公園、広場状空地等の境界から1m以上後退するといった内容でございます。

2ページに戻っていただきたいと思います。建築物等の形態又は色彩その他の 意匠の制限ですが、建築物の屋根、外壁及び建築物に附属する工作物等は、刺激的 な原色を避け、良好な住宅地のまちなみに調和した意匠とする、と定めます。

それから、最後に垣又はさくの構造の制限は、記載のとおり、道路及び隣地との境界に設ける垣又はさくは、生け垣や透視可能なものとする、ということでございます。ただし、コンクリート造、ブロック造、石造などの構造で、地盤面からの高さが 0.6 m以下のものはこの限りではない、ということでございます。以上が議案 2 の荻窪三丁目地区地区計画の内容でございます。

議案2の説明につきましては以上でございます。

- 会 長 どうもありがとうございました。では、この2つの案件について、ご質問、ご意 見のある方はどうぞ。
- 委 員 基本的な質問をさせていただきたいと思います。

まず、議案1の5ページ目でございます。昔の杉並区決定ということで、この地域を廃止するという図面がございます。もちろん、昔の図面で仕方がない、それは結構でございますが、文字が読めません。住宅のところは結構ですが、私は今回の決定にあたりまして、補助線街路の215号線と都市計画緑地の善福寺川緑地、これが同じ場所に重複してかかっている。この点が極めて大事なものですから、少なくとも、この5ページの図面の中で、善福寺川緑地の線が見えません。それと字が書いてあるのですが、善福寺川緑地のここに何が書いてあるのか。多分「緑地」と書いてあるのだろうと思いますが、せめてそれだけでも教えてください。つまり、廃止なさるわけですから、何が廃止になるのかという、そこを知りたいのです。

さらに大事なことは、この図面を見ますと、補助215号線は直線になっております。真っすぐです。善福寺川緑地の部分とはクロスする形になっておりません。それは避けるように真っすぐに引いてございます。それで恐縮ですが、議案2をごらんになってください。議案2のどの図面でも結構でございます。例えば5ページ、そこには、補助215号線が真っすぐではなく、曲がっておりまして、善福寺川緑地をいわば縦断するように、つまりダブルでかかっているわけです。この図面でわかりますように、補助215号線の位置と善福寺川緑地の位置が一緒の都市計画になっているわけです。1つの土地、同じ土地に東京の基幹的な都市計画の2つがダ

ブルにかかっているわけです。

これは大変重要な問題なので、私は前回の都市計画審議会の後、会長からのご 指導がございまして、質問がある場合には、時間がもったいないからあらかじめ事 務局に言うように、ということでしたので、私は調べてくださいとお話ししました。 これは東京都の問題なので、東京都に聞いてみると。先ほど東京都からどのように お聞きになったかに関しては、よくわからなかったので教えていただきたいのです が、いずれにしてもダブルでかかっている。

ということは、これがどちらなのかがわからないのであれば、この地区計画の 案は、例えば、議案2の7ページをごらんください。そうしますと、太い点線は、 補助215号線の境界から何m以上ということで、あくまでも補助215号線のほ うが都市計画として優先するというのは変ですが、それが前提という地区計画です。 これはおかしいですよ。ダブルでかかっているのですから、どちらだかわからない。 それがどちらかということが明確にならない限り、こういう地区計画はできないは ずです。

善福寺川緑地、これは善福寺川沿いに杉並区をずっと貫いている、いわば緑の生命線です。もし、それを大事にしたいという意思が杉並区にあるならば、この補助215号線の位置を東京都へ申し入れ、路線をもう少し、最初のように真っすぐになるかどうかはわかりませんが、どのようになるのかという協議をなさってから議案をお出しにならない限り、私どもはこの審議会で、何とも判断のしようがないです。そのことを私は1カ月前にきちんと申し上げました。これはとても大事なことです。恐らくきちんと議論していただいたと思いますので、このことにまずお答えいただきたいと思います。

つけ加えますと、この補助215号線は、皆さんのお手元にあるカラーの都市計画図を見ていただいてもわかりますが、南に下がりまして、善福寺川緑地を延々と縦断し、そしてあの三井グランドに通じている路線です。三井グランドの神田川沿いの斜面緑地は残念ながら破壊されてしまいましたが、杉並区のいわば生命線である、善福寺川緑地に延々と補助215号線のルートがあり、これからどうなるのでしょうか。そして、この荻窪団地も地区施設の整備方針の中で、ネットワークを確保すると言われておりますが、もし補助215号線がこういう形で善福寺川に整備されることになりますと、この地区施設の整備方針の2、ネットワークを確保する、このそもそもの方針に大きな違反をすることになります。

以上の理由から、私は明確な、誠意のあるお答えをお願いしたいと思います。

拠点整備担当課長 ご指摘のように、荻窪団地の地区計画区域内に都市計画道路と都市計画緑地が重複している部分がございます。このことと、団地の建替えの関係でございますが、都市再生機構は団地の建替えを早急に実施いたしまして、平成21年秋の戻り入居を約束しているという事情がございます。しかしながら、一方で、都市計画道路と都市計画緑地の調整、変更する必要があると言われておりますが、東京都の都市計画の部署では、荻窪団地の建替えスケジュールに合わせ、都市計画を変更することはなかなか難しいということでございます。これは荻窪団地の区域の中だけではなく、その南側のほうにつきましても、道路と公園が重複しているところがございます。そちらと一緒に都市計画の変更をしたいという考え方もございます。そういう状況の中で……。

#### (○○委員退席)

拠点整備担当課長 それでは、続けてもよろしいでしょうか。

会長いや、ご質問した本人がいませんから。ほかに何か別なご質問はありますか。

委 員 私は前に質問したのですが、工事をするとなると、そのトラックがどこを通るのかといったことについて、ご近所にお住まいの方々に説明をしてほしいという話をしましたら、この後やる予定になっております、という話でしたが、その後、どうなったのかということがまず1つ。

それからもう1つ、ここの周辺道路は私もよく自転車で通るのですが、1つ気になるところがあります。それは、松渓中学校の前のところ、荻窪団地の南側の道路を西のほうに進みまして、松渓中学校とぶつかるところに三差路があるのですが、あそこは結構、危ない感じなのです。地図で見ると大したカーブではないのですが、実際に自分が自転車で走っていると、急にここに学校があったのだな、というイメージで、カーブミラーもあるのですが、そういった意識がないと、かなり危ないところです。ここをもしトラックが通るとなると、まさに子どもが通る通学路ですから、そこのところがきちんと勘案されているのかどうか、その2点についてお伺いします。

拠点整備担当課長 工事車両のルートにつきましては、都市再生機構のほうで、実は工事の説明 会をこの12月15日にやっております。その内容でございますが、荻窪団地南側 の東西道路、環状8号線のほうから来て、阿佐ヶ谷住宅に向かって天王橋を通り、 五日市街道に至る、このルートを使うという内容で説明しております。そういった

	1			
発言者	<b>√</b>	<u> </u>	→ →	75.5
-	<b>光</b>	=	1/\(\)	/\scripts
TH H H	1 Th		r 1	<b>1</b> ₽

中で、いろいろなご意見もあったと聞いておりますが、一応、そういった内容で工 事車両の通行時間を配慮したり、交通誘導員の配置をするという説明をして、滞り なく終わったということでございます。松渓中のところのお話につきましても、誘 導員を適切に配置するということでお答えしていると聞いております。

- 委員 その説明会でいろいろなご意見もあったということで、最終的には滞りなく済んだというご説明でしたが、もう少し具体的に、そこを通されては困るとか、うるさいのではないかとか、そのようなご懸念などを示されたのかどうか、それに対してどのようにご説明なさったのかを伺います。
- 拠点整備担当課長 工事車両のルートについてですが、お1人の方から、この工事で予定している東西ルートよりも、仮設で、団地の交番のところから南側に行く天神橋公園という細長い区立の公園がございますが、あそこを利用して工事ルートを検討してほしいというご意見が1件あったそうでございます。

そのほか、都市再生機構が予定しております、天王橋を通るということにつきましては、工事車両が通行すると振動が大きいので、家屋調査だけではなく、振動計を設置して対応してほしいというご意見がありました。そのほかにいろいろあったと申しましたが、そのほかは雨水対策のことについての要望、アスベストの処理についての要望、工事車両の通行時間、こういった要望が出されたということでございます。

委 員 **言葉の意味をご説明していただきたいと思います。** 

議案2の地区計画で、「公共空地」という言葉が出ていますが、この「公共空地」という言葉にどのような意味があるのかということと、ここは誰の所有地なのか、お話しいただきたいと思います。

- 拠点整備担当課長 公共空地は、都市再生機構が所有している空地でございます。これについては、地区施設という位置づけをいたしまして、今後の都市計画変更にどういった影響を受けるかわかりませんが、都市計画変更の中で緑地が減るということがあれば、この公共空地を都市再生機構は東京都に提供すると。そして、緑地が減らないようにするといった考え方も1つございまして、そういったことから、地区施設という考え方で指定するものでございます。
- 委員 土地そのものは都市再生機構の所有で、公共的な利用に資する空地にするという ことですが、広場状とか、歩道状という言葉ではなく、公共空地にしたという理由 は、緑地にする可能性があるということですか。

拠点整備担当課長 そのとおりでございます。

委 員 1つは補助215号線の問題もあるのですが、これはこの計画で補助215号線 として決定というふうになるのでしょうか。

拠点整備担当課長 議案2の6ページをごらんいただきたいのですが、この白抜きになっているところが、都市計画道路補助215号線と都市計画緑地善福寺川緑地の部分でございます。これは都市施設ですから、地区計画の中で地区施設と指定できませんので、このように除外しているということでございます。今の段階での都市計画道路、都市計画緑地の部分を示したものでございます。

会 長 要するにこれは、既に都市計画として決められているということです。

委員 今回、計画区域がこれを含めた形になっているわけですよね。この公共空地は、 今、施設が具体的に残存物、それからまた駐車場になっていますよね。そういう点では、今の形の計画の中におさめられますと。しかし、この道路は別だからということで外しているというふうに見ていいのですか。

会長ご質問がちょっと理解できていないのではないかと。

委員 公共空地1号または2号がありますよね。これは現在の道路がそのまま残っていて、それで新たにこの部分がつくられるというふうになるわけですよね。それでは、この215号線が今現在の幅のままで残るというふうに見ていいのですか。

拠点整備担当課長 この白抜きのところが都市計画道路、緑地のところでございまして、これが 重なっているところがございます。これは良くないだろうということで、今後、調 整、変更する可能性がございます。そういったときに、都市計画道路を団地側に少 しずらすということも考えられますので、団地の建替えによって、都市計画の変更 に支障がないように団地をずらしてやっているということで、今後あるいは将来の 都市計画の変更によって、この白抜きのところが少し動く可能性があるということ でございます。

委員 それから、この2号議案の地区計画の目標の説明欄に、「一方、本地区周辺は道路基盤が脆弱であり」と記載されていまして、「避難場所の確保等、防災面での課題を抱えている。」となっていますが、これはこれまでの議案1でありました、快適な住環境の地域をつくるという面からいっても、現在の道路基盤がそんなに脆弱というほどの道路幅ではないと思うのです。補助215号線のところや、この真ん中を走っている、カーブした道路にしても、結構、幅のある通りとなっています。また、建物の間の空間においても、本当に人が歩く程度につくって、結構な空間が

つくられています。そういう点では、ここで記載されている「道路基盤が脆弱」、 「避難場所の確保等の課題を抱えている」というふうにはならないと思うのです。

かえって、今度、新しい計画がどのようになるかはわかりませんが、例えば補助215号線から3mですか、建物の柱面がというような、今よりも極めて道路に近い計画になると。防災面などを考えると、今よりも危なくなるのではないかという懸念を持っているのですが、そういう点ではいかがでしょうか。

- 拠点整備担当課長 補助215号線や公園緑地は、都市計画としてこのように定めておりまして、これはこれで幅を非常にとってありますので、よろしいかと思うのですが、この団地の周辺につきましては、北側の道路にしろ、東側の道路にしろ、もう少し整備したほうがいいということもございますので、道路状況がそんなによろしくないということをうたっているものでございまして、これをこの団地の建替えにあわせ、より良い道路整備ができればということでこのようにしたものでございます。
- 委員 私も現地を少し見ただけですが、今のつくり方からいくと、本当に道路からかなり後退という言い方はおかしいのですが、余裕を持った建物の配置になっているのです。今の道路幅を見ても、道路の整備をすればいいわけで、8m、8m、6mとかいう区画道路を改めて新設する、これほどに道路、道路にするのはいかがなものかと。

というのは、建物だけを建替えれば、今の非常にすばらしい環境を保存できる 内容ではないかと私は思うのです。道路を改めてこれほどつくり、歩道状空地をつ くるというような整備をする形ですが、今の建物の配置のほうが、避難場所として も十分、有効な間隔がとれるのではないかと考えるのですが、そういう点ではいか がでしょうか。

- 土木担当部長 今回の一団地の住宅施設の変更は、一団地の廃止をしないと、今と同じ位置で、 同じような形にしないといけないのです。それはできませんので、今回は地区計画 の変更をして、今までの環境をさらにアップするような形で計画したものでござい ます。当然、道路も今まで以上にきちんとしたものをつくるという形の計画でござ います。
- 委 員 もう1つお聞きしたいのは、議案2の1ページにありますが、この基本になるのが、今度の住生活基本法の制定で、これまでの住宅政策が変わり、はっきり言いますと、国のこれからの方針は、全く民間任せでつくったようなものになっていく。まさに開発が最優先されてしまうというような内容を含んだ住生活基本法になって

いるわけです。この荻窪団地もこんな形で基本法が変わったから、変えようというふうにもとれるのですが、そういう点ではどうでしょうか。

- 都市整備部長 今、ご指摘のありました住生活基本法は法律として制定されているものでございまして、その考え方を踏まえ、これからさまざまな施策が打たれるとは思いますが、この荻窪団地につきましては、住生活基本法があるからどうということではなく、先ほどからご説明しておりますように、設置してから50年が経って、今の状況は非常に老朽化が進んでいる。なおかつ住宅水準が低い状況にございますので、その辺をきちっとしようということでございます。
- 委員 最後に、形の上ではこの建物の高さは4階、5階と、このままのとおりで制限されると理解していいのですね。

拠点整備担当課長 そういうことでございます。

会 長 すみません。○○委員は体の具合が少し悪いのですが、先ほどのご質問について、 どういう答弁をするか聞きたいということなので、最初の○○委員のご質問、要す るに補助215号線と都市計画緑地の重なりをどうするのかということについてで す。

土木担当部長 それでは、私のほうから説明させていただきます。

この補助215号線につきましては、荻窪団地から南の五日市街道まで870 mぐらいの路線が都市計画道路の整備方針で、平成27年度までに事業化していこうという区の優先整備路線になっております。〇〇委員もご存じのように、道路と緑地の都市計画が重複しているのは事実でございます。区といたしましても、事業化にあたり、それをどのようにするのかということで、2年以上前から議論をしてまいりました。道路の機能、緑地の機能を損なわずに、どのようにするのかということで議論をしてまいりました。ただ、その870mのすべてをどのようにするのかという結論にはまだ至っておりません。これからも引き続きやっていかなくてはいけないものだと認識しております。

荻窪団地につきましては、団地の中に補助215号線が320mぐらいありますが、その中の70mぐらいが緑地と重複してございます。そこだけは解決しておかないと、団地の建替えが2年先ぐらいになりますので、東京都と区の調整を待っていたら建替えができないということで、ここのところだけはどうしようかということで話し合いを進めてまいりました。

結果といたしまして、今は車道と歩道部分がすべて緑地に重なりますので、車

道部分に重なる部分だけはやめようと。歩道部分と緑地部分について、歩道は緑地になるので、その部分については兼用でやっていこうということで話し合いをつけてまいりました。今回、都市計画変更はまだしておりませんが、将来、補助215号線を事業化する場合には、今の道路から10mぐらい東側にずらし、車道部分だけでも緑地に入らないようにする形で事業化していこうということで話し合いをつけています。それには時間がかかりますので、今回の荻窪団地とは切り離してやっていこうということになっております。今回の荻窪団地の建物は、将来、車道をずらしたところにぶつからないように計画されてございます。

それから、将来、その車道部分に重複した面積を確保しなくてはいけませんので、先ほど課長が示したように、公共空地を使うことでその面積を確保しようと。 緑地ができるだけ連続するようにということで、東京都と話し合いをつけているところでございます。

- 会 長 ○○委員にかわって質問いたしますが、この地区計画が変わらないという保障はあるのですか。今の説明で、道路と緑地の話はしたけれども、ここでは区画道路とか歩道状空地は215号線からとか、公共空地から1mとかいろいろ言っていますから、この道路が変わってしまったら、こちらの地区計画が動くのではないかというのが○○委員のご質問だったと思うのです。変更がこの地区計画に影響を及ぼさないということが言えるのですか。
- 拠点整備担当課長 今後の都市計画変更によって、団地の内容に変更が生じることになったとき は地区計画の変更をするということでございます。
- 会 長 だけれども、その前に都市再生機構が新しい住宅を建ててしまったらどうなるのですか。その辺がちゃんと説明できていないのではないかと思うのです。
- 都市整備部長 説明がちょっと込み入ってしまって申しわけございません。先ほどからお話に出ております公共空地3号という部分がございます。この部分が公共空地ということで、公共のためにあけておこうという計画でございます。先ほど土木担当部長からお話しさせていただいたのは、この部分に道路を振ろうという考え方でございます。それによりまして、緑地の中に車道が一切入らないような形にしようということを東京都と打ち合わせをしてございまして、今回、この地区計画を立案するに当たり、その辺の調整は事前にしてございます。そのためにこのような公共空地3号、もしくはこの1号、2号につきましても緑地を少しでも増やそうという考え方で、将来的な都市計画変更に向けた用意をここでしてあるということでございます。

会 長 もう1つ、そういうふうに肩を持ってはいけないのかもしれませんが、○○委員が、杉並区でみどりは非常に貴重なものだと言っているではないかと。そういうことにすると、この公共空地や緑地の面積が減るということにはならないのですか。 道路と緑地が重複していますよね。それを車道部分だけ面積を分離するということは、その分だけ面積が道路と重複している所が出ますから、そうすると、この公共空地のほうに車道を振ってくると。そうすると、この公共空地1、2、3号のトータルの面積が変わってしまうのかということを確かめているのです。

土木担当部長では、6ページをごらんいただきたいと思います。

会 長 議案2の6ページですか。

土木担当部長 議案2でございます。この公共空地3号というところは、将来、道路になります。 その部分は道路になりますので、面積が減ると思います。先ほどの重複した部分に つきましては、公共空地1号とか2号を用意してございますので、その重複した部 分で少なくなる部分を加算いたしますので、全体の緑地の面積としては変わりませ んが……。

会 長 全体の緑地とは何ですか。

土木担当部長 この善福寺緑地の面積が変わらないようにすると。ただ、そうすると、公共空地 1号の面積は減りますが、その部分が緑地になるという形でございます。

会長わかりました。

委員 今、内容はわかりましたが、いつ頃、そういう話がつくのか。ついた場合、この地区計画、例えば公共空地の3号が道路になったり、公共空地の1号が緑地になったりと、即、変更になるだろうと思うのですが、その時点で即、そのように取り組むのかどうかをお願いします。

土木担当部長 この補助215号線をいつ事業化するというめどはまだ立っておりません。特に この南側の五日市街道から300m以上が、緑地とほとんど重なっております。こ れから東京都とその辺の取り扱いをどうするのか、まだまだ議論を深めなくてはい けないということで、めどはまだ立っておりません。

会 長 すみません。○○委員が後ろから質問をしたいというので、どうぞ。

委員 私は1カ月前からお願いしておりますが、議論をいろいろと伺いまして、東京都とそのような協議があるということを、今、初めて聞きました。もしそうであれば、きちんとした図面なりが示されるべきだと思いますし、また、都市計画変更せざるを得ないような地区計画の変更を、なぜ今、無理やりするのか。既成事実が積み重

ねられてしまうことを私は大変心配いたします。

この地区計画の決定は、先ほど申し上げましたように、補助215号線の位置から、それを起点としてすべて組み立てられているわけですから、私はそこを問題にしているわけです。その前提が成立していない今の段階で、議案そのものに無理があると思います。これは私の意見です。

会 長 今のご質問について、事務方はどのような説明をされるのですか。

土木担当部長 当初、緑地と都市計画道路補助215号線が重複しないように……。

会 長 いや、そういう質問ではないでしょう、今、○○委員が聞いているのは。この地 区計画にどう影響するのかということを聞いているのですから。

都市整備部長 今、○○委員からお話がありました点は、私どもも非常に悩ましい点でございました。しかしながら、先ほどお話ししましたように、荻窪団地そのものの老朽化が著しいと。前の一団地のままでの建替えが現実的になかなか難しいということで、今の都市計画につきましては、東京都とそういう話をしてございますが、東京都もすぐに変更ができないということでございますので、この部分をこのような形で白抜きにし、なおかつその周辺部に公共空地という形で位置づけをして、後の変更にこたえられるようにして、この計画を何とか進めていきたいと考えてございます。

会 長 ということは、この地区計画は今のところ進めていきたいし、地区計画の本質を たがえることがないということですか。

都市整備部長 はい、現状においては。

会 長 ただ、実際にはそうやって、都市施設の道路の変更を伴うと、この地区計画も変 更せざるを得ないということは後で対応したいということですね。

都市整備部長 そうです。

委員 私もこの地区計画の前段になる補助215号線について、この地区計画の考え方を説明するとき、やはり最初にきちっと説明を受けてから地区計画の内容を説明していただかないと、理解がなかなか難しいということは私も○○委員と同じです。それからもう1つ、補助215号線からX状に緑地側に出ている白い部分が道路と同じような表現になっているのですが、ここの扱いについてもきちっと説明しておいていただきたいと思うのですが。

会 長 議案2の5ページの図でちゃんと説明できないのですか。

委員 もう少しちゃんと言えば、5ページと6ページで意味は大体わかるのですが、最終的に地区計画決定のときに道路と同じ白地の表現になっているのは、明らかに少

し違うような気がするので、その辺をきちんと説明しておいていただきたい。図で表現できないとしても、議事録できちんと説明しておいていただきたいということです。

- まちづくり担当部長 申しわけございません。確かにその白抜きのX部分の右は都市計画道路で、 Xの左側は緑地の部分で、既に都市計画決定されておりますので、先ほど申しましたように、この地区計画の中では白抜きになっておりますが、議事録の中にしっかり残していきたいと思います。
- 会 長 今後のことでお願いなのですが、都市計画審議会の委員は専門家でない方もいらっしゃいますので、素人にもわかりやすいような説明と資料を出していただきたいということを重ねてお願いしておきます。そうでないと、今の話もよほどわかっていないと、○○委員みたいにパッとわかる方は少ないと思うのです。それで質問をしないと、このまま黙って通っていってしまうというのは困るので、実はこの地区計画は、最初にこういう問題を抱えながらこういうことなので、こうしていきたいという説明をしていただいたほうが、我々としても審議しやすいと思うのです。ですから、今後、そういうことをお願いしておきたいと思います。

都市計画は今まで平面で計画決定していますから、重複していることはあるのですが、緑地と道路というあまりにも相反するものがこうやって重複している。重複していてもいいのは、例えば道路が立体化して、上空に行くか、地下に入っていくか、そういうときにはこういう絵になるのです。そうではなく、本当に地上で重複しているときは、ちゃんと説明をしていただかないとまずいと思うのです。

例えば今、よくやっているのは、河川の洪水防止で、こういう住宅地開発のときに調整池をつくりますよね。調整池と公園を重複させる。要するに、常時、ある程度水を入れ、公園的な趣もありながら、それが調整池になっているというように、重複して計画決定しているのは幾らもあるのですが、ここは少し違うので、そういう説明をしていただきたいということでございます。

ほかに何かご質問はありますか。

委員 議案2の5ページの補助215号線のことはわかりました。この団地の外の部分が予定線になるということは、これは浜田山のところと同じようなことだと思いますが、善福寺川に沿って点線がずっと行っています。将来、ここはどういうことになるのでしょうか。これが善福寺川にずっと続いていくのでしょうか。西のほうに延びていくのでしょうか。まだ仮の話ですが、ここら辺に住んでいる人たちが、将

来、一体どうなるのかということをお教えください。

会 長 要するに都市計画緑地、善福寺川緑地というふうに指定されているところにある 住宅はどうなるのですかということですね。

委員 そうです。

都市整備部長 今、ご指摘の善福寺川緑地の中、要するに計画線の中のエリアでございますが、 まだここについては事業を進めるという形になってございません。都市計画区域の エリアでございますから、東京都は事業を進めたいという意向を持ってございます が、現実的には事業着手という状況に至っていない状況でございます。将来的には 事業化していきたいという意向はもちろんございますが、今の段階では事業化でき ていないというのが実態でございます。

会 長 お役人はそういう返事でいいけれども、実際はどうなっているかというと、ここに住んでいらっしゃる方は、事業をしない限り、ここにお住まいになっていてもいいし、高い建物でなければ建替えも可能です。ただ、事業化すると、今度は用地買収か何かが入ってくる。それまではそのままであると。

委員 わかりました。

委員 補助215号線は優先整備路線になっているのですよね。段階的に今後、これを 平成27年度までに着工したいということでしたよね。ということは、あと3年後 ぐらいから、順番にこういう段階を追っていく予定です、というのか、全くわから ないで優先という名目になっているのか、皆さんにわかるように説明してほしいの ですが。

土木担当部長 杉並区には都市計画道路がたくさんございまして、まだ全線ができていないところがございます。そういう中で、10年に1回ぐらい、都と区で全体の見直しをした中で、杉並区には3路線、このほかにもう2路線ありますが、3路線を平成27年までに事業化、または事業化して終わらせる、着手する、その程度をやろうという優先整備路線でございますので、東京都との調整とか、地元の賛同を得られないとなかなかできません。そういうめどを平成27年度までには何とかつけたいという形で考えているところでございます。

委 員 ということは、可能性がかなり高いわけですよね。どの程度の……。

土木担当部長 3路線ございますので、その中で優先度をつけながら、補助215号線をどうするかということなので、可能性としては高いという言葉はまだ言えません。これから重要度をつけながら調整をつけていきたいと考えています。

発言者	発	言	内	容	
-----	---	---	---	---	--

- 会 長 お役所の答弁はああいうふうになるのですが、私が言うと、要するに今の東京都 の道路財源でいくと、平成27年までにはこれぐらいしかできないという事業量の 中に杉並のこの3路線が入っていますと。
- 委員ということは、かなりやるということですね。
- 会 長 ですから、基本的にはやるということです。ただ、いつごろやれるかとか、どこまでやるかというのは決まっていない。もしかしたら、測量に入れるか、都市計画変更するか何かで平成27年度は終わってしまうかもしれませんという意味です。
- 委員 わかりました。
- 会 長 では、ほかにご意見はありませんので、先ほど、○○委員はこれが問題ではない かということですが、きょう採決してもよろしゅうございますか。
  - ――特になければ、きょう決めさせていただきます。ただ、先ほど事務局から 説明があったように、この都市施設と緑地の重複の調整がついたときには、この地 区計画は、もう一回、変更せざるを得ないというのが前提でございますが、そうい うことで原案どおり決めさせていただいてよろしゅうございますか。

#### (異議なし)

会長では、これは原案どおり決定ということにさせていただきます。

それでは、その次の審議に入りたいと思います。審議案件の3、「東京都市計画 道路(幹線街路環状第8号線)の変更について」の説明をよろしくお願いします。

調整担当課長
それでは、私から議案の説明をさせていただきます。

環状8号線は東京都決定の都市計画でございますので、都市計画法上、東京都 が都市計画の変更をするにあたり、関係区市である、杉並区の意見を聞くこととな ります。このため、今回、都市計画審議会に対しまして、諮問をするところでござ います。

この都市計画変更案の変更の内容並びに変更理由につきましては、お手元の資料に基づきましてご説明いたします。最初に参考資料を、次に議案の順で説明をしたいと思います。

「議案3 参考資料」をごらんいただきたいと思います。「1、幹線街路環状第8号線について」でございますが、2ページをごらんいただきたいと思います。幹線街路環状8号線、いわゆる環状8号線は、南が大田区羽田空港三丁目から、杉並区上高井戸一丁目、井草三丁目などを経て、北は北区岩渕町に至る、延長約44km、代表幅員25mの道路で、昭和21年に都市計画決定され、東京都道として平

成18年に全線開通したものでございます。

また、1ページに戻っていただきたいと思います。「2、都市計画変更を行う理由」でございますが、環状8号線は京浜急行空港線糀谷駅前の交通広場について、一部区域の変更が生じたため、都市計画変更を行います。同時に、都市計画法の改正に伴い、車線数の記載が必要になったことから、全線にわたり車線数4または6車線を記載する都市計画変更を行います。

変更の事由が2つありまして、1つは、環八と一体的に都市計画決定されている、大田区糀谷駅前の交通広場の区域変更、もう1つは車線数の決定、この2つでございます。

経過でございますが、都市計画の案の縦覧と意見書の募集を、本年11月30 日から12月14日まで行いました。同じく、杉並区独自の意見書の募集も同じく 11月30日から12月14日まで行いましたが、特に意見はございませんでした。 今後の予定でございますが、区長意見の回答期限が来年、平成20年1月18 日で、東京都都市計画審議会への付議につきましては、来年の2月7日、東京都の 都市計画変更の決定告示は未定でございます。

3ページをごらんいただきたいと思います。先ほど申しました、大田区の糀谷 駅前の交通広場でございます。左が現計画、右が変更案ということで、現計画より 北側に30mほど交通広場が移動するということでございます。

次に議案3をご説明したいと思います。これは東京都から正式に送られた図書 でございます。

1ページをごらんいただきたいと思います。 位置図でございます。

次のページをお開きください。2ページでございます。都市計画の案の理由書でございます。下から5行目に、「環状8号線の交通広場についても精査を行った結果、位置の変更により利便性の向上や自転車歩行者交通の円滑化等が図られ、駅前広場の一体的なまちづくりに寄与すると判断された。」と。このため、「環状8号線の交通広場の設置位置を変更する都市計画決定を行うものである。」と変更理由が挙げられておりまして、また、「あわせて車線数の決定を行うものである。」としているものでございます。

次のページをごらんください。3ページでございます。表の一番上の部分、名称、位置、区域、構造と記載されておりますが、構造の下に4つの区分がございます。左から2番目の車線の数が新たに定められたものでございます。環状8号線の

代表する車線数を4車線、さらに下に車線数の内訳が記載されておりまして、4車線が約26km、6車線が18kmとなっております。

杉並区にかかわる変更は、この車線数の決定だけでございます。今までの都市 計画は幅員の決定だけで、車線数の決定はございませんでしたが、平成10年に都 市計画法が改正されまして、従来の都市計画道路を変更する際には、新たに車線数 も決定することとなりました。

次のページをごらんください。4ページでございます。下の変更概要ですが、 名称、変更区間、変更事項が記載されております。要するに、京浜急行空港線糀谷 駅前の交通広場の一部区域の変更ということでございます。

次のページをごらんいただきたいと思います。5ページでございます。ここからは、杉並区内の環状8号線の計画図でございます。杉並区におきましては、現状の環状8号線の車線数を都市計画において追認する、一言で言えば現状を追認する都市計画変更ということでございます。

私からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

会長では、これについて何かご質問、ご意見はありますか。

委員 きょうの審議会としては、先ほど提案がありましたように、杉並区に関してだけ 確認するということでいいのでしょうか。大田区のほうは大田区のほうでやるということを確認します。

会 長 それでいいですね。

調整担当課長 結構でございます。

会長ほかにご質問はありますか。

――なければ、この原案どおり、現行の車線数をこう決めてもいいですか。

(異議なし)

会長では、決めさせていただきます。

議案3についての審議はこれで終わります。

それでは、次に報告事項に入りますが、「東京外かく環状道路における地下水の調査について」の報告ですが、何回もお待たせして申しわけございませんでした。 よろしくお願いします。

都市計画課長 それでは、「東京外かく環状道路における地下水の調査について」でございます。 本年4月6日、高架式から地下構造へ都市計画変更されました。その節は熱心 にご審議をいただき、誠にありがとうございます。本日、外環道に関する地下水の

説明が国と東京都からございます。本日の説明員といたしまして、杉並区都市計画 審議会運営規則第7条に基づきまして、国土交通省及び東京都の職員をお呼びいた しましたので、ご紹介させていただきます。

国土交通省東京外かく環状道路調査事務所の石井調査課長でございます。

東京都都市整備局都市基盤部の山下外かく環状道路担当課長でございます。

東京都外かく環状道路担当課長 東京都でございます。報告が大変遅くなりましたが、外環の都市計画変更につきましては、4月6日に無事、告示することができました。この場をかりて御礼申し上げます。委員の皆様方からいただいたご意見を踏まえ、今後も外環の早期整備に向けて取り組む所存でございます。引き続きよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

会長では、説明をお願いします。

国土交通省調査課長 ご紹介いただきました、国土交通省東京外かく環状道路調査事務所の石井でございます。

外環につきましては、都市計画変更に際しまして、この審議会でご審議いただき、誠にありがとうございました。本日は地下水の調査についてご報告をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

先ほど区のほうからもお話がありましたが、外環につきましては、東京都の環境影響評価審議会及び都市計画審議会の審議を経まして、ことしの4月6日に従来の高架方式から大深度地下を利用した地下方式に都市計画変更されました。口頭にはなりますが、今後の外環の地下水調査についてご報告をさせていただきます。

地下水などの環境にかかわる調査につきましては、環境影響評価法に基づきまして、道路建設による環境影響について、調査、予測及び評価を行ってまいりました。環境への影響につきましては、実行可能な範囲で回避または低減すること、それから環境保全措置について検討を行いました。今後になりますが、具体的な検討を行うということで、より詳細な調査を実施していく必要があると考えております。

具体的に申しますと、1つ目が善福寺池周辺などの個別箇所ごとの地下水や湧水に関する調査、トンネル構造及び開削工法の設計のために必要な調査、地下水のモニタリング調査といった、より詳細な調査を実施していく必要があると考えております。我々といたしましては、環境影響評価や都市計画変更の区長意見、当審議会でご審議いただいたご意見を十分に踏まえまして、今後、必要な調査で早期に取り組めるものにつきましては、速やかに対応していきたいと考えております。

そのため、今年度より専門家の意見を伺いながら、善福寺池周辺の地下水に関する調査計画について検討を行い、ボーリング等の調査を実施していこうと考えております。また、地下水のモニタリング調査につきましても、工事前、工事中、工事完了後と継続して調査を行う必要がありますので、今年度、箇所、期間について専門家の意見を伺いながら検討を行っていく予定にしております。

調査の実施にあたりましては、杉並区及び地元の住民の方々のご理解とご協力が必要となります。今後、詳細な計画が決まり次第、杉並区と相談、調整をさせていただきたいと思っております。

以上、東京外かく環状道路の今後の地下水調査につきましてご報告させていただきました。よろしくお願いいたします。

会 長 最初に質問ですが、今のことで我々に書類か何か回る予定はないのですか。 国土交通省調査課長 本日、報告のほうは口頭でさせていただきました。よろしくお願いいたし

会長では、何かご質問、ご意見がある方はどうぞ。

ます。

委 員 4月6日に大深度地下方式に変更すると決まったということですが、シールドエ 法でやるということになると、地下水にいろいろな影響があるのかないのかも含め、 影響の可能性があるわけです。この後、調査をしていくということですが、そこと の絡みがよくわかりません。つまり、大深度地下方式でやっていって、同時に調査 もやるわけですよね。そうすると、その調査過程において、やはり大深度地下方式 でやると、例えばこの辺の水脈が断ち切られるとか、いろいろな影響があるという ことが判明した場合、どうなるのかをまず教えてください。

国土交通省調査課長 これまでやってきた環境影響評価の中での調査と、今後やる調査の関係というご質問だったと思います。今回の都市計画変更に際しまして、環境影響評価の中で、環境調査と影響に関する予測、評価を行ってきておりまして、繰り返しになりますが、影響については十分、回避、低減できる。それから、環境保全措置についても検討を行ってまいりました。

これからの調査につきましては、より詳細な検討をしていく――具体的には設計、工事をするにあたりまして、その前により詳細な調査をしていくということでございます。調査した段階で、対策が必要な状況が生じた場合につきましては、当然、それに対しての十分な検討を行い、対策を講じていくということでございます。

委 員 そうしますと、今のご答弁の中にもありましたが、影響は回避できるということ

で、つまり工事を中止しなければいけないと思うほどの重篤な影響はないと今現在、考えているということでよろしいのかどうか。

- 国土交通省調査課長 現時点では環境影響評価の結果に基づきまして、環境への影響は回避、低減できると考えております。
- 委員 地下を掘っていくわけですが、そのときの影響はどのようなものがあり得るのかといったことを、どの程度の確度、つまり正確度でもって予測できるのかどうかをお伺いします。影響はこのようなものがある、もしくはないということがほぼ確実にわかるわけですか。
- 国土交通省調査課長 今、ご質問いただきました、想定される地下水への影響でございますが、 1つは地下に構造物をつくることによりまして、地下水の流れを遮断する。遮断したことによって、構造物の前面では地下水が上昇し、上昇することによって地下埋設物の浮き上がりとか植物への影響といったことが考えられます。それから、構造物の後ろ側につきましては、今度は逆に地下水が下がるといった影響が想定されます。そういった影響を回避するということで、環境影響評価の中の環境保全措置で地下水流動保全工法を講じるというふうにしております。そういった想定される、地下の構造物による地下水の変動というものを地下水流動保全工法で回避していきたいということでございます。

それからもう1つ、地下水流動保全工法というものにつきましても、当審議会でいろいろご意見をいただきましたが、そのメンテナンスの方法であるとか、効果につきましては、これからいろいろな事例も踏まえまして、十分、検討していきたいということでございます。

委員 そうしますと、もう少し一般的な聞き方をしますが……。

会長すみません。時間の制約もあるので、簡潔にしていただきたいと思います。

委員 わかりました。では、もう一回、繰り返しますが、調査をすることで、どんな影響があるのか、きちんとわかっているのかどうかということをもう一回、確認します。

そしてもう1つ聞きたいのは、圏央道の工事の調査などをしたことによって、 八王子城跡の滝が枯れた、城山川が枯れたといったことが結果として起きておりま す。因果関係はさておき。そういったことをまず予測されたのかどうか、そのこと も伺います。

国土交通省調査課長 今、ご質問が2つありまして、調査によって影響が出るのか出ないのかと

発言者	蒸	<b>⇒</b>	内	숬
光百石	<b>光</b>	$\Box$	Y 1	台

いうことと、ほかの事例のことでございましたが、他事例のことにつきましては、こちらからの発言は控えさせていただきまして、調査の影響につきましては、先ほどの説明と言い方を少し変えますと、地下に構造物をつくることにより、地下水が上昇する影響と低下する影響というのは、三次元浸透流解析の中で把握しております。それを低減する、回避するために地下水流動保全工法を講じているということでございますので、今回の外環の地下構造物への影響を把握した上で対策を講じ、十分、回避、低減できるという結論を環境影響評価の中で出しているということでございます。

- 委員 もう少しで終わりますが、このようないろいろな発言、ご説明がございましたが、こういった資料は今後何十年も保存されるのかどうか。つまり、後で振り返ってみたときに、このことをどのような根拠に基づいてだれが判断したのかということを跡づけすることができるのかどうか。また、そのときに個人の名前までも特定するような形で、つまり説明責任ということですが、そういった形で資料が保存されるのかどうかを伺います。
- 国土交通省調査課長 今、資料の保存につきましてのご質問がございましたが、環境影響評価に つきましては、最終的に環境影響評価評価書という形で文章をまとめ、保存されて おりますので、外環の環境影響の予測と評価というものが、どのようになされたの かということを、後からきちんと確認することができるということでございます。
- 委員 あと1つ。地下水流動保全工事ですが、今のご説明の中では、どのような影響があるのかどうか、完全にわかったようではないというふうなご説明だったと思いますが、それでよろしいのかどうか。
- 国土交通省調査課長 地下水流動保全工法についてのご質問ですが、これも環境影響評価書の中で、これまでになされた16事例を載せております。その中で、施工後10年以上経ったものであっても、きちんと効果を発揮できているものもご紹介しております。ただ、管が詰まってしまうのではないかといったメンテナンスの部分のご心配は多く聞いておりますので、これまでのいい事例を踏まえ、外環についてどういった方法をとるのかはこれからしっかり検討していきたいと思っております。
- 委 員 そうしますと、この地下水流動保全工事はきちんと進められるということでしょ うかという確認が1つ。

それから、先ほど私が資料はきちんと保存されるのか、と言ったのは、環境影響評価書だけではなく、今、ここであなたがこうやってご説明されている、そう

いったことなども全部含め、何がどのように説明されたのか、そして、どこでだれがどのように判断したのか、そういった事柄も含めて保存されるのかどうか。そして、それを後で見て、だれが責任を持って発言したのかがきちんとわかるのかどうかという、その2点を伺って終わります。

国土交通省調査課長 今、2点ご質問をいただきました。1点目は保全工法が確実にできるのか ということでございますが、今後、詳細な調査をしていくということをきょうご報 告させていただきましたが、そういった調査ですとか、検討をしていきまして、効 果が確実に発揮できる工法を我々としては検討していくということでございます。

それから、資料の保存につきましては、評価書だけでなく、特にこの外環事業につきましてはPIということで、環境調査の結果も外環調査事務所のほうで出しております。そういった資料につきましても、きちんと保存していきたいと考えております。

委員質問というより要望に近いのですが、この都計審で、外環の杉並区の部分で一番問題になったのは地下水の問題だったと思います。そのときに出た意見は、やはりボーリングのデータが足りないのではないかと。このぐらいのデータで、確度のある影響評価ができるのだろうかという懸念が示されたと思います。それを解消するため、結果をちゃんと正しく導くため、ぜひ調査ポイントを増やして作業をしていただきたいということが1つと、それがいつから始められるのか、及びその経過をこの都計審の場でまた報告していただくような機会があるのかどうか、これは区のほうに質問ということになるかもしれませんが、よろしくお願いいたします。

国土交通省調査課長 それでは最初に、外環調査事務所のほうから回答させていただきます。

まず1つ目の、これまで当審議会でご審議いただいた、データ不足の懸念につきましては、そういったご意見を十分踏まえ、今後の詳細な調査を行っていきたいと考えております。

それから、ボーリング調査をいつからというご質問が2点目にありました。そ ちらにつきましては、今年度から調査計画を検討し、ボーリング調査を実施してい きたいと考えております。これからいろいろな手続等があり、時間のかかる部分も ありますが、今年度内に実施ということを目標にして検討を進めていきたいと考え ております。

それから、今後の当審議会での報告ということでございましたが、我々といたしましては、地域の理解を得て進めていきたい、進めていかなければならないとい

うことでございますので、情報提供につきましては、今後、きちんと検討をして進めていきたいと思っております。

委員 きょうの報告が口頭でというのは、先ほど委員もおっしゃいましたが、この地下水の問題は、最重要な課題と言ってもいいぐらい、これまでの検討の中でも中心になった議題だと思うのです。それをこれからどうするのかというのがかかっているときに、口頭で報告するというのは審議会としてもいかがなものか、というのがまず1点。

それから、圏央道の話が先ほど出ましたが、この圏央道の水枯れの問題、八王 子城跡で滝の水枯れが生じたと。トンネル完成後も地下水の水位は回復していない という問題に対しまして、国のほうでは、水枯れなどの原因を明らかにすることは できていないという答弁が出されたのです。私はこれまでにこの審議会の中でも、 この水枯れの問題について解明できていないのではないかということを繰り返し提 起してきたところですが、この問題も結局、この答弁にありますように、原因を明 らかにすることはできていないとか、また、地下水の見通しについても、何の根拠 もなく、ただ今後も徐々に上昇し、将来的には安定するものと考えている、という ような答弁なのです。

圏央道のあれだけの大工事をやって、水枯れの原因も示されない。その結果が 今、出されてきているのです。今度は外環道においても水枯れの問題、例えば善福 寺池、井の頭公園、それから三鷹のほうも井戸をかなり使っていますよね。そうい う問題もあるのに、ただ意見を十分に尊重して実施します、というのでは、私はや はり納得できないのです。実際にトンネル工事をやって水枯れが発生した、その原 因も調査できない、しかも、きょうは口頭で報告という、これではこの外環道につ いての今の提案について、私は納得できないことを申し上げておきます。それにつ いても答弁をぜひお願いします。

国土交通省調査課長 1点だけ、きょう報告させていただきました内容とかぶりますが、今後、 詳細な調査計画を立てていきまして、専門家の意見もきちんと聞いて、ボーリング 調査を実施していきたいということでございます。

> それから、圏央道のお話がございましたが、きょう、私が報告させていただい た中に、地下水のモニタリング調査について、工事前から工事中、工事後――。

> 工事中、工事後は当たり前ですが、工事前からやっていくということで、地下 水への影響をきちんと把握しながらやっていくという考えでございます。

委員 きちんとやっていくのは当たり前です。そのきちんとやっているはずの圏央道において、原因がわからないという、そういう答弁を国はしている。しかも、この外環においても、国の支援を求めるというふうに知事はおっしゃっています。しかし、現実に起こっていることも、圏央道の調査においても、恐らく日本の権威のある人たちが答えている内容だと私は思うのです。それがこの外環においても同じことが懸念されるわけです。専門家が言ったから大丈夫だと。しかし、実際に掘ってみたら地下水が枯れてしまった。それでは、どうやって対応するのか。

今、本当に地球の問題に世界中がなっているときに、私はもっと慎重に――。 ボーリング調査をする、しかも工事と並行しながらやるような答弁にしか聞こ えないのです。そういう点では、ボーリング調査そのものを徹底した形でやって、 住民の皆さんも、私たち素人から見ても、そうだ、それならば仕方がない、工事で きるよねと。そこまでいってから工事に着工すべきだと。それでないと、これは問 題として懸念するところです。

会 長 では、そういう要望があったことを考えておいてください。 ほかにご意見はありますか。

> なければ、これでこの報告は終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。慎重に事を運んでいただきたいと思います。よろしくお願いします。 ここで国土交通省と東京都の方はどうぞご退席ください。

> > (国土交通省、東京都の説明員退席)

会長では、その次は前回のまちづくり協議会の認定についてです。

前回、○○委員からまちづくり専門部会に差し戻して再審議をしてもらいたい という動議がありまして、私はそのときに皆さんのご意見を聞いて、事務局に宿題 を出しましたので、その回答をお願いします。

都市計画課長 まちづくり専門部会の所掌事務につきましては、杉並区都市計画審議会条例の第7条にその規定がございます。地区計画の原案の申出の処理、まちづくりルールの登録に関すること、まちづくり協議会の認定に関すること、この3つでございます。それを受けまして、杉並区都市計画審議会運営規則第11条2項により、部会がこれについて調査、審議し、その経過及び結果を都市計画審議会に報告すると規定してございます。

今回の件につきましても、これまでと同様の扱いをして来たものでございまして、都計審には報告とさせていただきたいと存じます。したがいまして、初めに申

し上げました、専門部会の3つの事務につきましては、その可否を今回も専門部会で決定していただきたいと考えてございます。今回につきましても、専門部会長より都市計画審議会会長へ認定結果の報告がなされまして、会長より答申をいただき、区長も認定できない旨の通知を既に申請者へ回答しておりますので、差し戻し再審議はできないものと事務局では考えてございます。

なお、まちづくり条例におきましては、条例施行後5年を経過して、状況に応じて見直しを図り、条例の施行状況に検討を加えて必要な措置を講ずるというものになってございます。5年を経過した現在、見直しの懇談会を設置しておりますので、条例の検証や検討を行いまして、来年度、区民意見の手続きを経た後、必要に応じてまちづくり条例の改正を行う予定でございます。したがいまして、今回、課題になってございます、都市計画審議会とまちづくり専門部会の所掌事務につきましても同様に、まちづくり条例の見直しの際に都市計画審議会条例も見直して課題を解決していきたいと考えてございます。以上でございます。

会長どうもありがとうございました。

今のことで専門部会の方から何かコメントはありますか。特にいいですか。

――それでは、今のことで事務局としては総合的に判断した結果、答申文のとおり不認定として、差し戻すことはできないということ。それから、まちづくり条例を見直すので、それに伴い、専門部会と当都市計画審議会の関係も見直すという3点ですが、ご意見、ご質問が何かありましたらどうぞ。

委 員 まず、まちづくり条例そのものの欠陥みたいなものについては、現実に存在しているけれども、今回の協議会の申請とはとりあえず無関係でありますので、それは 置いておいたほうがいいと思います。

> そして、手続的に差し戻しができないというのであれば、手続的なそれは置く としても、やはり、もともとの事実認定において誤りがあるのですから、これはも う一回、認定していただくことを私としては要望いたします。

> というのは、もし、そのまま事実の認定が間違ったままいくとすると、つまり 阿佐ヶ谷住宅建替え組合という、たまたま任意の団体があった、まちづくり条例と は全く関係なく存在していた、しかもそこは特定の利害関係を有するものであると。 その事実関係があるから、その後に手を挙げたところは認められないというのであれば、まちづくり条例の精神そのものを簒奪することになると思いますので、この 件は非常に重要だと私は思っていますから、やはりもう一回、認定をやり直すべき

 発言者
 発
 言
 内
 容

だと思いますし、そのように要望いたします。

会 長 ほかにご意見はありますか。今のは要望ということですか。

委員 お答えもいただきたいです。

都市計画課長 前回の都市計画審議会の中で議論のありましたのは、○○委員から、この区長の 回答文の中で、複数の団体が生じることにより、非認定にするという文章表現について疑義があったというふうに解釈してございます。前回の審議会の議論の中で、 私が専門部会の報告で言いましたが、複数の団体が生じるというところが、まちづくり条例の認定団体以外の地域活動の団体であっても、複数の団体とみなすかどうかというところが専門部会の結論のあり方だったと思っています。

その専門部会の内容自体は、認定団体であろうとなかろうが、地域の方々が住民参加で活動なさっている団体であること、それから、同じ地区計画を目的としたものが同一エリアに2つあるというのも、今後のまちづくりの課題と考えられるので、専門部会としては非認定にしたいという結論を受け、その結果、こういう非認定になってございますので、事務局といたしましては、専門部会の答申をいただき、それを区長のほうに答申したという内容でございます。

- 委員 今のご答弁の中に、そもそも事実認定の誤りがありますよ。阿佐ヶ谷住宅建替え組合というのは、地域の住民がつくったというのではなく、特定の利害を持った方々がつくっているわけだから、住所はたまたまそこかもしれないけれども、いわゆる広範な意味の地域住民ということではないです。特定の利害を持っている人たちですよ。そこがもともとの事実の認定と違うではないですか。そのことも含め、今度は複数の団体が生じるというのであれば、もちろん、建替え組合が地域の方々からできているのだったとするならば、同じような複数の団体と考えるかもしれないけれども、性格が随分違いますよ。そこはきちんとすべきだと思います。
- 会 長 それは逆に言うと、多分、まちづくり条例でそういう団体というのは、そもそも どういうものを団体とするかというところまで含めて見直しをするということだろ うと思うのです。ですから、それは今後の検討課題として受けたいということです。 ほかにはどうでしょうか。
- 委員 これまでいろいろな手続きもあったと思いますが、これに①として、区は阿佐ヶ 谷住宅の建替えについて、引き続き周辺住民との話を進めること、ときちっと書かれていますので、これをきちんと尊重させていただければ、このままやむを得ない

|--|

と思っています。

- 会 長 あと、この審議会としては、前回、○○委員から出された動議をどのように、こ の間は検討しますということだったのですが、きょう、こういうことですので、動 議は取り下げるというような話をしてもいいのかどうかということのご意見を伺い たいのですが。
- 委 員 動議を取り下げるかどうかを話し合うと同時に、動議を採決するかどうかという こともですね。
- 会 長 そうです。だから、動議を却下するかどうかということも、それは知っておかな いと審議会として中途半端になるので。

そういうことで、今後の検討をするというのが全体の問題で、もう一個は、差 し戻しはもうできないということですから、それでいいのかどうか。そうなると、 この動議は却下するということになりますが、それでよろしゅうございますか。

(異議なし) (異議あり)

会 長 異議がある人もいますけれども、大多数は却下でよろしいということだと思いま すので、そのように決めさせていただきます。

それでは、その次に行きまして、阿佐ヶ谷住宅の報告をしてください。

拠点整備担当課長 本日、お手元にある資料でございますが、これは第146回、前回の都市計画審議会の資料でございます。前回は説明後、質疑の時間がなくなりましたので、今回、同じ資料をまたお示ししましたので、よろしくお願いします。改めてまた説明したほうがよろしいでしょうか。

会長はい。

拠点整備担当課長それでは、説明いたします。

区は8月に「成田東四丁目(阿佐ヶ谷住宅)地区地区計画」の導入についての 説明会を実施いたしました。そういった中で、地区計画導入に関する区としての基 本的な考え方や今後の進め方についてご説明いたしました。その結果について、次 のとおりご報告いたします。

まず1番、説明会についてでございますが、8月2日、4日に説明会を行いました。参加された方は2日が73名、4日が66名でございます。

そのときに出されました主な意見や質問についてでございますが、記載のとおりでございます。高さや容積率の緩和をせず、周辺と同じ第一種低層住居専用地域の制限範囲内で建替えるべきである。それから、現在の建替え計画の手続きを早急

に進めてほしいといったこと。既存の住宅内道路を直線道路にする必要があるのかといったご質問、雨水流出抑制対策に配慮してほしいということ、それから、公開空地は将来的に担保されるのかということでございます。その他、周辺住民の合意について、手続について、阿佐ヶ谷住宅の方々のご意見などが出されたものでございます。

2番、スケジュールの変更についてでございます。説明会後、阿佐ヶ谷住宅の 地権者から意見が出されまして、前回、今まで報告いたしました、平成20年2月 開催予定の東京都都市計画審議会への手続きは見送ることになってございます。こ のことについては以上でございます。

会長この報告についてご意見、ご質問がありましたらどうぞ。

委員 この説明会には私も参加していたのですが、やはり、いろいろ意見がぶつかり合っていたなというか、錯綜していたな、という感想を持っております。これは8月ですから、きょうまでの間に何かあったのかどうか。

それから、最近、うわさで聞いたのですが、周辺地権者の土地に同意を得ずに 入って測量しようとしたという事例があると伺いましたが、そういったことを聞い ているのかどうか。また、区はそのことをどう認識しているのかを伺います。

拠点整備担当課長 前回の都市計画審議会後の阿佐ヶ谷住宅関係の最近の動向でございますが、 まず、区は現在、阿佐ヶ谷住宅建替え組合と都市計画の手続きについての協議は 行っておりません。また、阿佐ヶ谷住宅建替え組合のほうでは、内部の地権者と個 別に面談を行いまして、現在の建替え計画についての説明、この計画案で手続きを 進めることに対しての意向調査を行っているということでございまして、それにつ いての最終的な報告をまだ受けてございません。

それから、地権者の土地の話でございますが、阿佐ヶ谷住宅建替え組合の事務局から連絡を受けてございます。内容は12月6日午前、阿佐ヶ谷住宅建替え組合から依頼を受けた測量業者が、阿佐ヶ谷住宅南側の私道において境界測量を行おうとしたことがございます。そのとき近くの方から、私道に無断で入ってきて、そういうことをやっているのはおかしいのではないかという苦情があったそうでございます。測量業者はそのときすぐに引き上げたということでございますが、その後、私道に無断で入り込んだという通報が警察にあり、阿佐ヶ谷住宅の事務局が警察から電話で事情を聞かれたということを事務局から聞いております。

委 員 この団地は全員の同意がないと建替えができないところであるわけですが、今、

ご説明があったように、内部の地権者の中でも異なる論がいろいろありまして、その意向調査をしているということですね。つまり、まだ全員の一致までいっていないのだ、ということを確認したいのがまず1つと、そのように一人ひとりに意向調査をすることが強制的な色合いを含みはしないかという懸念をするところですが、

区はどう考えているのか、また、それに対して何らかの助言をしているのかどうか。

拠点整備担当課長 委員がおっしゃるように、阿佐ヶ谷住宅には専有地がございます。いわゆる 区分所有法にはあたらないということで、内部の地権者の100%の合意がないと 都市計画の手続が進めにくいということでございます。そういったことから、阿佐ヶ谷住宅建替え組合が、内部の地権者に十分、説明されていないのではないかと いうご指摘もありましたので、改めて内部の地権者に十分な説明をして、今後どうしようかというような意向調査をしていると聞いてございます。

会 長 それに関して、区の関与はいかがですか、という質問です。

拠点整備担当課長 区といたしましては、そういったことを十分にやってくださいというようなことを8月の説明会の後に阿佐ヶ谷住宅建替え組合に言っております。それは前回ご報告したとおりでございますが、もう一度、言いますと、とにかく阿佐ヶ谷住宅建替え組合が内部の地権者に対し、十分な説明をしていないのではないかというご指摘があったということなので、十分に説明してくださいということと、周辺住民の方々の理解をもっと得るように努力してくださいという、この2点を阿佐ヶ谷住宅にお願いしており、それ以上のことは申し上げておりません。そういったことをお願いしているということでございます。

#### 会長ほかにご質問はありますか。

――なければ、この報告についてはこれまでにして、最後に「杉並区まちづくり条例の見直しについて」の説明をよろしくお願いします。

都市計画課長 それでは、私から杉並区まちづくり条例の見直しについての報告をさせていただきます。

最初に、杉並区まちづくり条例の経緯でございますが、杉並区まちづくり条例は、杉並区のまちづくりに関する基本的な理念を定め、区、区民、事業者の責務を明らかにするとともに、まちづくりに関する施策の基本的事項及びまちづくりへの参画の手続を定めることにより、まちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に進めるために制定されたものでございます。施行後5年目を迎え、条例附則の第4項の規定に基づきまして、条例の施行状況において検証、検討を行う予定でございま

す。この5年目を目途として検討を加えることになってございますので、平成20 年度の見直しができるよう、現在、準備を進めてございます。

これまでの条例の施行状況でございますが、大規模建築物の早期周知が66件、 地区計画等の原案の申出が1件、まちづくりルールの登録が0件、まちづくり協議 会の認定が2団体、まちづくりへの支援が97件ございました。

今後の検証、検討の進め方でございますが、3つございまして、まず、学識経験者、区民代表から成る、「杉並区まちづくり条例に関する懇談会」を設置する予定でございます。これにつきましては、来年1月に1回目を開催する予定でございます。

2番目、区内部の組織を検討いたしまして、横断的な施策を検討してまいります。

3番目がシンポジウムなどを通しまして、区民の考えを広く把握していく予定 でございます。

今後のスケジュールでございますが、19年度に関しましては懇談会を開催していきます。それから、区民参加のシンポジウムを経まして、20年度、来年4月以降に区民意見提出手続を行いまして、必要に応じ、条例の改正等を議会に求めていくということで予定してございます。

- 会 長 では、このまちづくり条例の見直しについて、ご質問、ご意見がございましたら どうぞ。
- 委員 区民の代表も入っているという、懇談会のメンバーについてお伺いしたいと思います。この間、杉並区でもいろいろな地域の建替えなどについて、紛争と言っては何ですが、いろいろとトラブルなどがありました。そのときに私が区民の皆さんから伺ったのは、こんな立派なまちづくり条例があるのに、これがほとんど役に立っていないということをまず聞きました。そしてまた、その中には、事業者を同じテーブルに着かせることがなかなかできないといった、困ったことなどもあるわけです。

その間、杉並区だけでなく、ほかの区の状況も見ますと、例えば、新宿区は高さ制限をするとか、かなり大胆な、まさに住んでいる人たちの生活を守ろうという ふうに世の中がだんだんなってきたと思うのです。それになかなかこたえられていないところが今の杉並区まちづくり条例にあると思います。であるからこそ、実際 に地域で紛争を経験した方々こそ、このまちづくり条例の見直しの懇談会に委員と

して入って、そうすると、区としては耳が痛いこともあるかと思います。しかし、 そうすることで、杉並区はきっとまたさらにいい条例をつくることができると思う のです。ぜひそのようにやっていただきたいと思うのですが、認識を伺って終わり ます。

都市計画課長 委員ご指摘のとおり、この5年間、他都市でまちづくり条例を制定した区もたく さんございまして、これまでの杉並区まちづくり条例で至らなかった点も見えてき ておりますので、その辺の知識、ご意見をいただきまして、条例を変えていく懇談 会にしたいと思っております。

> 委員につきましては、5年前、条例を最初に制定したときも、学識経験者の 方々、区民代表でつくりましたので、今回も同じような組織をつくり、幅広なご意 見をいただき、まとめていきたいと考えてございます。

- 委員 これはお願いですが、平成15年4月1日に施行された「杉並区まちづくり条例」のコピーが送られてきたのですが、後へ行くに従って、字が見えなくなってきているのです。これはカラーでしょうが、これで読めと言われましても、なかなか読めない。ですから、これはどうしてこういうことをしてしまったのか、お伺いしたいのです。
- 都市計画課長 大変、見にくい資料で申しわけございませんでした。これは従来つくっておりました、まちづくり条例の冊子ですが、バックにみどりを写した写真の上に条例の文字を印刷してございまして、これを使ったために見づらい資料になってしまいました。機会がありましたら、きちんと読みやすい資料を作成いたしますので、本日はお許しいただきたいと存じます。

#### 会長ほかにはどうですか。

――なければ、この報告はこれまでにさせていただきたいと思います。

一応、きょうの報告はこれで終わりますが、その他には何かありますか。

都市計画課長 それでは、2点、お願いしたいと思います。

まず1点目は、住宅課では杉並区住宅マスタープランの改定作業を進めてございます。次回の審議会に素案をお示しする予定になっておりますので、本日、住宅課長から簡単にご説明をさせていただきたいと存じます。

住宅課長 杉並区住宅マスタープランでございますが、改定を検討してございまして、次回 の都市計画審議会に素案をご報告し、ご意見をいただく予定としてございます。前回の資料で、今回、ご報告をするとご案内をしておりましたが、次回に変更させて

発言者	発	言	内	容	
-----	---	---	---	---	--

いただきたいということでございます。

私からは以上でございます。

都市計画課長 報告の2点目でございます。次回の都市計画審議会の開催予定でございますが、 2月8日金曜日の午前10時から開催させていただく予定でございます。日程が決まり次第、ご連絡させていただきますので、よろしくお願いいたします。

会長ほかには何かございますか。

委員 要望ですが、せっかく審議させてもらうので、資料の送付をもう少し早くしていただけたらと思います。やはり現場を見ないと、特に都市計画にかかわる問題では影響するかと思いますので、よろしくお願いします。

会 長 それでは、以上で本日予定の議事はすべて終了しましたので、これで第147回 杉並区都市計画審議会を閉会します。

一 了 —